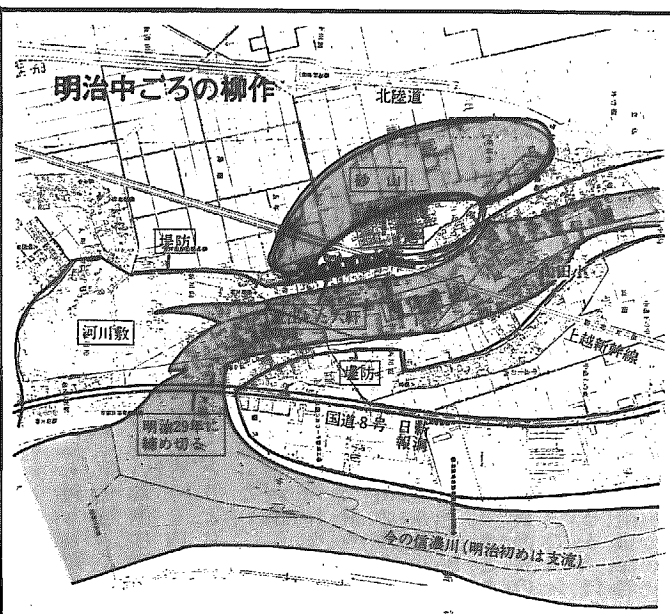


黒埼町の今昔

町史編さん課

明治十二年の柳作大洪水(二) 破壊復旧費用のため柳作、鳥原に 吸収合併。以来柳作の地籍が消える

洪水が残した大きなつめ跡
明治十二年の洪水の柳作の被害は次のようなものだった。
一、家屋の流失 六戸(ほかには小屋、蔵が流失)
一、柳作裏から立仏にかけて高さ三、四尺、広き五、六尺などの砂山ができた。
一、水戸口付近から立仏裏に高さ三、四尺ほどの池ができた。



一、流失を免がれた家も大半が水没した。家具や農機具類多数を流出。
急を要したのは堤防の復旧と洪水の排水である。立仏の古老、風間津治郎さんによれば、寺地の大仙坊を払い切りして排水したという。払い切りとは下流の堤防を一時切った川に排水することである。

破壊箇所復旧の村負担金と柳作の地名廃止のこと
柳作の自治会長、鈴木貞吉さんはよくこういう。「明治の初めごろ十五、六軒しかなかった柳作も今では住宅地となり二百二十軒にふくれ上がっている。転入した人のほとんどが口にするのは『柳作なの』に本籍、現住所がなぜ鳥原なのか」ということだ。
この疑問はもつともである。理由はこの洪水にある。水害後、破壊箇所復旧の村負担金の問題だった。柳作はこの負担金五百円を払うことができず、鳥原村に立替えてくれるよう援助を求めた。そのときの鳥原村の条件が、柳作を鳥原村に吸収することであり、柳作の地名の廃止であった。柳作ではこれを承知した。柳作の鳥原への合併は明治十八年といわれ、そのときを限り柳作の地名は本籍から抹消された。
再度の洪水に見舞われた柳作の人たちは大きな苦しみを負った。一軒あたり負担金

額は千円を下らなかつたといふ。
明治十四年の洪水と昭和まで残った砂山の処理
明治十二年の洪水の後、追い打ちをかけるようにして、十四年に再び柳作堤防が破壊した。しかし、前回に比べればはるかに小さなもので、洪水後の田畑にかなりの土砂が残されたが、家屋などの流失はなかつた。
人々は土砂の排除と整地に取り組んだ。また二年前にできた砂山もほとんどそのままであつたし、池もほんの少し埋められた程度だった。
砂山には桃やぶどうなど果樹を植えてみたが、育つのは桃だけで、その実は平地とは比べものにならなかつた。
野菜類ではねぎだけでほかはだめだった。土地を持っていない人はあきれ荒し作にしたり、休耕したりした。
砂山の始末に手を焼いた人たちの中には、砂が風に飛ばされるのを待っていた人もいた。事実、風まかせもばかにならず、年々少しずつ低くなつた。それでも昭和十五、六年ごろにはまだ田畑より二、三も高かつた。
砂山は後に砂取り場と呼ばれ、黒鳥や北場の人たちが砂を取りにきて、耕地の普請や埋立に使われた。池の埋立に

もこの砂を運んだ。
大量にこの砂が運ばれたのは北場のゴミ焼却場の埋め立てのときで、トラックで運んだ。砂山がなくなつたのは、昭和二十六年といわれている。また、池がなくなつたのは大正十五年ごろといわれる。
(做)小林弘さんはこう詠んでる。
「明治十二年と十四年の二度も川切れし我が祖先等は飢に喘ぎぬ」
明治二十九年に締め切られた旧信濃川
現在の黒埼町の地形上から、柳作、善久、山田に昔、信濃川の本流が流れていたと聞いてもにわかに信じ難いと思うが、事実として明治中ごろまで流れていたのである。
明治初頭、柳作前を流れていた信濃川は、徳川末期の上流天野、舞瀨付近の河川工事のため、次第に水量が不足してきていた。立仏あたりではいくつかの島や浮き州ができ、善久の河口は浮き州で埋まりつあつた。かつては大川とよばれたが間もなく廃川の運命であつた。



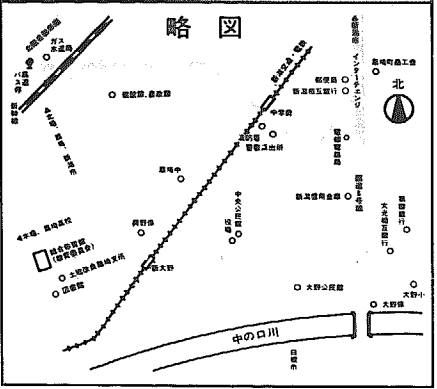
わすかに残る旧堤防の跡
三國街道と呼ばれていた。村民の唯一の生活道路でもあつた。
旧信濃川廃川後は正式な道路となつた。大正十一年ごろ、一回目の堤防切り下げが行われ、五尺(一・六尺)けずられた。昭和二十三年ごろ、また五尺下げられ今日の町道の高さとなつた。
今、昔の面影をみかすかにとどめているのは柳作の池田正義さん宅向かいの町道沿いに一、四尺ほどの高さで残っている旧堤防ののりの部分だけである。

情報

黒埼町役場 ☎7-3101
教育委員会 ☎7-5211
(総合体育館、図書館)
北部地区公民館 ☎0252-32-0077

皆さんの情報も掲載しますのでご希望のかたは連絡してください。締め切りは発行日の20日前です。

- 日時 内容 申し込み
- 場所 対象 問い合わせ



県立自然科学館

映画会「火星」
◎1月19日(日)、午前10時半からと午後1時半からの2回上映
◎火星の生命存在の可能性を探るプラネタリウム
◎平日2回、日曜・休日は5回
◎冬の星座と日本のお星様



今月の星座 ぎょしや座

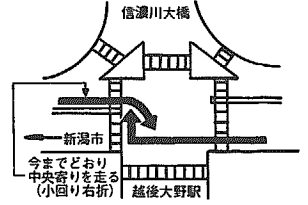
一月中旬、午後五時ごろ頭の真上に見えます。

1月7日(火)・21日(火) 夜の町長室
毎月第一・第三火曜日午後5時から。受付は7時まで。意見聴き等。
催物、講座、学級などの情報を提供
教育委員会へお問い合わせください。生涯教育学習推進事業の一環です。
広報くろさき 1冊2900円
2年前発行の残部です。お申し込みは企画開発課へ。電話でもよいです。

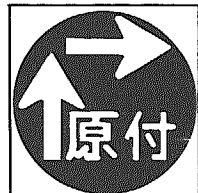
1月1日から 原付自転車は大きな交差点で2段階右折

町内の2段階右折する交差点 (矢印が原付の走り方)

①国道8号越後大野駅前交差点

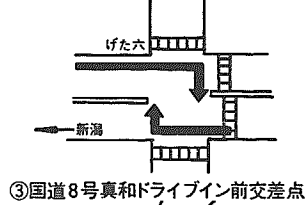


2段階右折をしなくてもよい標識

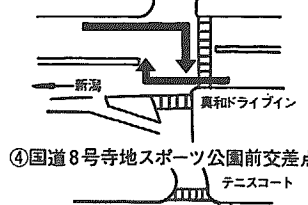


2段階右折の標識

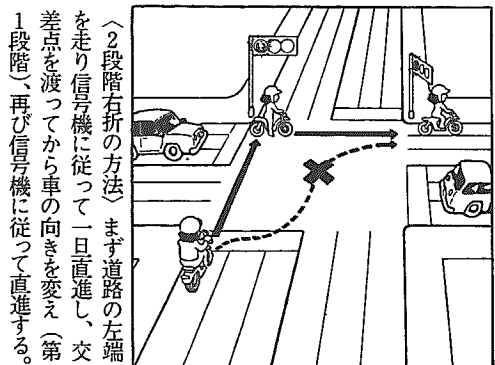
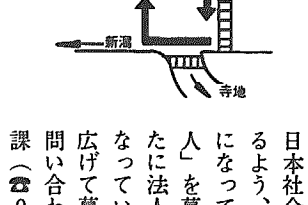
②国道8号げた六前交差点



③国道8号真和ドライブイン前交差点



④国道8号寺地スポーツ公園前交差点



昨年9月の道路交通法改正に伴い、1月1日から原付自転車の右折方法が変わります。信号機のある交差点で道路標識で指定されている道路や3車線以上の道路(本町は左図の4か所)では右折する場合、自転車と同じように2段階右折することになりました。

鳥倉蒲舟・康之・林作器展
北部地区公民館
黒埼町在住の彫金家・鳥倉父子の作品展です。
◎1月15日(水)・19日(日)午前9時~午後9時
◎北部地区公民館
保育所申請20日まで
住民福祉課
保育所の入所申請期間が迫

新潟県史2巻発行
県史編さん室
県が立県百年の記念事業として進めている「新潟県史」が昨年までに続いて3月に2巻が刊行されます。昨年度までに刊行された2巻も高評を得ております。3月の新刊、今までの2巻ともご注文は左記へお願いします。
◎今回刊行の頒布価格
資料編24 民俗 文化財三 文化財編 4700円
通史編 原始・古代3600円
◆申込先 〒950 新潟市 新光町4-1 新潟県総務部 県史編さん室 ☎0252-5511(内線2101)
◆申込方法 はがきに住所・氏名・購入巻数、冊数、公私用別、電話番号を記入してお申し込みください。
中国残留日本人孤児 法人の身元引受人を
県援護高齢福祉課
日本に永住帰国を希望しているながら身元が分からない中国残留日本人孤児は、約二百人いると言われています。国では、これらの人が早く日本社会に定着し、自立できるよう、日常生活の相談相手になつていただく「身元引受人」を募集していますが、新たに法人も「身元引受人」になつていただけるよう対象を広げて募集いたします。
問い合わせ 県援護高齢福祉課(☎0252-5511)

訂正：広報12月号17ページの山田小収権祭の記事中、藤橋雅広さんをPTA会長としましたが副会長の誤りです。おわびして訂正します。